

特研イ第206-11
令和6年10月2日

各都道府県教育委員会
義務教育主管課長 殿
高等学校教育主管課長 殿
特別支援教育主管課長 殿

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 中村 信一

令和7年度インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業に係る
公募について（依頼）

平素より、本研究所の事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本研究所では、令和3年度からインクルーシブ教育システムの構築を目指す地域を支援する地域支援事業を実施しております。

このたび、令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に本事業に参画いただける都道府県および市区町村教育委員会を募集いたします。

募集件数は8件程度を予定しており、申請の締切は令和6年11月29日（金）です。なお、本事業は令和7年度をもって終了し、令和8年度より新たな取組として展開する予定です。

本事業内容や申請に関するご質問がございましたら、担当者までメールにてご連絡ください。

記

1. 別紙1：インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業実施要項
2. 別紙2：令和7年度地域支援事業申請書
3. 別紙3：令和7年度地域支援事業に関する連絡事項について
4. 別紙4：令和7年度の地域支援事業において期待される事業内容例
5. 別紙5：申請書の記入例
6. 別紙6：概略図「地域支援事業とは？」
7. 公募情報及び別紙1－6掲載URL

https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center/regional_support

<本件担当>

インクルーシブ教育システム推進センター
地域支援事業担当 玉木、相田、伊藤、久保山
E-mail：v-chiiki@nise.go.jp
電 話：046－839－6840（直通）
（お問い合わせはメールでお願いします。）

インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業：実施要項

令和 6 年 1 0 月 2 日

1. 目的

インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が、都道府県及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協働し、各地域が直面するインクルーシブ教育システム構築に関する課題を解決するために行う事業である。この要項は、地域支援事業の実施に必要な事項を定め、その適切な運営を確保することを目的とする。

2. 対象

地域支援事業の公募対象は、都道府県・市区町村教育委員会とする。

3. 期間

期間は 1 年間とし、地域支援事業への申請は年度毎に行うものとする。令和 6 年度から本事業に参画した教育委員会は、令和 7 年度の公募にも申請し、最長 2 年間まで事業に取り組むことができる。なお、本事業は令和 7 年度をもって終了し、令和 8 年度より新たな取組を展開する予定である。

4. 事業内容

地域支援事業は、教育委員会からの申請に基づき、地域や学校が直面するインクルーシブ教育システムの構築に関わる課題を解決していくことを、研究所と教育委員会が協働して行うものである。

研究所は教育委員会に対して、本事業が対象とする事業内容例を提示する（別紙 4、5）。教育委員会は、事業内容例を参考に、地域の課題に応じた事業内容を研究所に申請する。研究所は、選考を行い、実施可能な事業を申請した教育委員会を地域支援事業指定機関（以下「指定機関」という。）として指定する。

研究所と指定機関は、日常的に連携し協働して本事業を推進する。研究所は、本事業を担当する研究職員を中心に、指定機関の担当者と協働して課題解決に向けた取組を行う。

指定機関の担当者は、地域で課題解決に向けた取組を行い、研究所が指定する日に研究所に来所してその実施状況等を報告する。また、事業終了時に報告書を作成し、研究所に提出する。

研究所と指定機関は、地域のインクルーシブ教育システム構築に資するため、本事業期間中及び終了後に、連携して本事業の成果普及に努める。

5. 研究所、指定機関の役割

（1）研究所の役割

- ・ これまでに実施した地域支援事業、並びに平成 2 8 年～令和 2 年度に行った地域実践研究の成果からインクルーシブ教育システム構築に向けた事業内容例を公募時に提示（別紙 4、5）
- ・ 申請のあった教育委員会の中から地域支援事業指定機関を選定
- ・ 地域支援事業指定機関と連携して本事業を推進
- ・ 成果普及の支援

別紙 1

(2) 地域支援事業指定機関である教育委員会の役割

- ・ 地域支援事業を申請
- ・ 研究所と連携して本事業を推進
- ・ 担当者は研究所が指定する日に研究所に来所し、実施状況等を報告（年1回、8月下旬頃）
- ・ オンラインによる説明会（年1回、4月末頃）と報告会（年1回、2月末から3月初旬頃）への参加（なお、報告会は、全国の教育委員会を対象として公開で行われる場合がある）
- ・ 報告書の提出
- ・ 成果の普及

6. 経費負担

地域支援事業の実施に係る費用のうち、研究所の研究職員が指定機関に協議等のため出張する際の旅費、成果普及に係る費用（会場費、旅費等）は、原則として研究所が支出するものとする。地域支援事業指定機関担当者の研究所への来所に係る旅費等は、指定機関の負担とする。

7. 地域支援事業の中止

研究所及び教育委員会は、天災その他やむを得ない理由のため、本事業の継続が困難となったときは、両者協議の上、事業を中止することができる。

8. その他

その他、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、研究所が別に定めるものとする。

令和 7 年度 地域支援事業 申請書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名：

教育長名：

下記のとおり地域支援事業への参画を申請します。

事業名	
インクルーシブ教育システム構築にかかる現状と課題 (本事業への参画を申請する背景を記入してください。)	
本事業への参画目的	
本事業への申請に向けてこれまでに取り組んできた内容 (具体的に記入してください。)	

別紙 2

本事業に参画した際、 実施する内容 (具体的に記入してください。)	
本事業終了後（令和 8 年 度以降）、インクルーシ ブ教育システム推進に向 けて実施予定の計画や見 通し	

※別紙 5 の記入例を参照の上、具体的にご記入ください。

※申請する事業に関連する資料があれば添付してください。

※申請書はメールにて地域支援事業担当へ送付してください（v-chiiki@nise.go.jp）。

教育委員会における地域支援事業の担当者

所属：	
職名：	
氏名：	
所在地（送付先）	
電話番号	
e-mail：	

令和 7 年度地域支援事業に関する連絡事項について

1. 地域支援事業指定機関の決定通知の送付について

地域支援事業指定機関の決定通知を、令和 7 年 1 月上旬を目途に送付いたします。

2. 会議等について

- (1) 地域支援事業説明会：令和 7 年 4 月下旬 オンラインによる開催を予定
- (2) 地域支援事業推進プログラム：令和 7 年 8 月中～下旬 来所による開催を予定
- (3) 地域支援事業報告会：令和 8 年 3 月初～中旬 オンラインによる開催を予定
- (4) 担当者との打合せは随時実施

3. 事業実施上の留意点

- (1) 各地域支援事業指定機関と研究所との連絡調整および事業推進については、当研究所 研究員（以下、担当研究員）とご連絡を取り合ってくださいようお願い申し上げます。
- (2) 担当研究員と調整の下、事業実施計画書を作成していただきます。
研修会や講演会を開催し、研究員に講師を依頼することをお考えの場合、事業の目的との関連を明確にした上で、計画を立てていただきますようご配慮ください。また、その場合は、必ず事前に担当研究員にご相談ください。
計画書の様式は、決定通知を送付する際にお知らせします。
- (3) 事業終了の際に、事業報告書を作成していただきます。報告書の様式は、決定通知を送付する際にお知らせします。
- (4) 地域等で成果を公表する際は、本事業により実施したことを明記して下さい。
- (5) 決定通知を受理した後、教育委員会の担当者が変更になった場合、本事業への参画を継続するかどうかを検討した上でご連絡ください。

4. 地域支援事業推進プログラム時の来所について

8 月に行われる地域支援事業推進プログラム（上記、2.（2）の会議）の開催方法については、原則来所といたします。

5. 令和 6 年度報告会の視聴について

地域支援事業では年度末に地域支援事業報告会を開催しており、次年度に参画いただく地域の担当者には、オブザーバーとして視聴していただくことが可能です（視聴は任意です）。

【本件問い合わせ先】独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システム推進センター
地域支援事業担当 玉木、相田、伊藤、久保山
E-mail : v-chiiki@nise.go.jp

令和 7 年度の地域支援事業において期待される事業内容例

- ・ 障害のある子供の合理的配慮の進め方について
- ・ 交流及び共同学習に関する校内支援体制の構築について
- ・ 通常の学級における多様な学びを支える授業／教室環境／校内支援体制について
- ・ 共生社会を育む子供のセルフアドボカシー（自己理解と援助要請の力）について
- ・ 個別の教育支援計画を活用した切れ目のない支援体制の構築について

別紙 5
＜申請書の記入例＞

令和 ○年 ○月 ○日

令和 7 年度 地域支援事業 申請書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

教育委員会名： ○○市教育委員会
教育長名： ○○ ○○

下記のとおり地域支援事業への参画を申請します。

事業名	インクルーシブ教育システムの推進に向けた校内研修モデルの作成と保護者への理解啓発
インクルーシブ教育システム構築にかかる現状と課題 (本事業への参画を申請する背景を記入してください。)	本市では、通常の学級に障害のある子どもが在籍していることについて、教員をはじめ、地域全体に理解不足の状況があった。そのため、特別な支援を必要とする児童生徒にとって必要な指導が行えていない状況が課題となっていた。 こうした状況を踏まえ、この2年間、市全体への理解啓発や教員への研修に取り組んできた。しかし、まだ理解啓発が十分に進んだとは言えず、通常の学級で教育的ニーズに応じた指導が十分に行われているとはいえない。
本事業への参画目的	これまで、教職員を中心に特別支援教育に関する研修会を実施し、専門性の向上に取り組んできた。しかしながら、年に数回の研修会では十分とは言えず、校内研修により、日常的に学びの機会を設定してもらうことが必要ではないかと考えるようになった。 そこで、校内研修の実施方法や内容について検討し、○○市の研修スタイルを作り、市内の小中学校に提供したいと考えた。また、保護者や地域住民に向けて効果的に理解啓発をおこなう手立ても検討したいと考えている。以上の2つを目的に参画を希望する。

別紙5

本事業への申請に向けてこれまでに取り組んできた内容 (具体的に記入してください。)	校内研修の実施方法について、特総研のホームページで見た地域実践研究の報告書を参考に、教育委員会内で研修モデルを作成した。その後、市内の小学校3校、中学校3校で研修モデルにそって研修会を実施してもらい、意見を収集した。その結果、改善すべき点が複数明らかとなった。 また、保護者や地域住民への理解啓発については、地元の広報紙にインクルーシブ教育の記事を掲載するなど、理解啓発に取り組んだ。しかし、広報誌での情報提供では、記事に目を向けてもらえない可能性もあり、より確実に情報提供できる方法を見つけ、取り組むことを考えている。
本事業に参画した際、実施する内容 (具体的に記入してください。)	作成した校内研修モデルの改善点が明らかとなったことから、本事業に参画できたら、改善方法を特総研と共に検討し、より実施しやすい研修モデルを完成させたいと考えている。また、校内研修の効果を評価する方法も検討する必要があると考えており、これについても特総研に相談しながら進めたい。 保護者や地域住民への理解啓発については、まず保護者に焦点化し、リーフレットを作成して、子どもの就学前に全ての保護者に配布することを考えている。リーフレットの内容は特総研に相談しながら作成したい。
本事業終了後（令和8年度以降）、インクルーシブ教育システム推進に向けて実施予定の計画や見通し	本事業の終了後、市内全ての小中学校で校内研修を実施することを想定している。さらに、教員には学期ごとに自己評価をしてもらい、長期的に指導力の改善・向上につなげたいと考えている。 保護者には毎年リーフレットを配布し、通常の学級で子どもが支援を受けることは特別なことではなく、子どもの将来に向けて必要なものであることを伝え続ける。保護者の理解のもと、通常の学級における合理的配慮の提供が当たり前になるような〇〇市を目指していく計画である。

※別紙5の記入例を参照の上、具体的にご記入ください。

※申請する事業に関連する資料があれば添付してください。

※申請書はメールにて地域支援事業担当へ送付してください（v-chiiki@nise.go.jp）。

教育委員会における地域支援事業の担当者

所属：	〇〇市教育委員会 〇〇課
職名：	〇〇〇〇
氏名：	〇〇 〇〇
所在地（資料等送付先）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇
電話番号	
e-mail：	

地域支援事業とは？

教育委員会と研究所が連携して 地域のインクルーシブ教育システム構築を推進する事業です

- 研究所との連携により、インクルーシブ教育システム構築に関する課題解決に向けた取組を推進することができます
- 「地域実践研究(平成28年度から令和2年度実施)」の研究成果を活用できます
- 他の参加地域と情報交換することができます
- 事業の成果を、研究所と協働して地域に普及することができます

※ 事業は単年度で募集します。なお、本事業は令和7年度をもって終了し、令和8年度より新たな取組として展開する予定です。



「地域実践研究」の
研究成果はここから
ご覧いただけます

このような事業に取り組みませんか



- 障害のある子供の合理的配慮の進め方について
- 交流及び共同学習に関する校内支援体制の構築について
- 通常の学級における多様な学びを支える授業／教室環境／校内支援体制について
- 共生社会を育む子供のセルフアドボカシー(自己理解と援助要請の力)について
- 個別の教育支援計画を活用した切れ目のない支援体制の構築について

地域支援事業の報告書は
ここからご覧いただけます

